令和6年度 学校いじめ防止基本方針



牛久市立岡田小学校

牛久市立岡田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止の基本方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるの みならず、その生命又は身体に重大なリスクを生じさせる恐れがある。本校では、全ての児童が いじめを行なわず、且つ他の児童に対して行われるいじめを認識しながら見過ごすことがない よう、以下の3点に重点を置いて対策を講じる。

- ① いじめは、人として絶対に許されない行為であるが、どの児童にも起こり得ることと捉え、 学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。
- ② いじめ事案に対しては、被害児童に寄り添いながら、状況を正確に把握し、問題解決に取り組むとともに、学校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 児童のいじめに対する意識を高めるために、学校全体でいじめ防止に関する学習や自治的活動を積極的に実施し、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

(2) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法第2条1項より)

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わず、けんかやふざけあいであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。<u>また、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細か</u>く観察するなどして確認する必要がある。

(3) いじめに対する基本認識

「いじめ問題」はどのような特質を有しているのかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に留意していくとともに、認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。教職員の基本姿勢として、以下を挙げます。

- ① いじめは人権侵害であり、これを絶対に許さない、見過ごさない体制づくりに努める。
- ② いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に触れることを認識して指導にあたる。
- ③ いじめは気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい行為であることから、いじめの早期発見に向けて、生活調査や日々の観察・教育相談等、様々な手立てにより対策を講じる。
- ④ 児童一人一人にとって安心できる学級で生活できるよう、互いを認め合える教育活動を推進する。

- ⑤ いじめ事案は発生した場合は、早期対応・早期解決を図るため、当該児童の人権に配慮しつつ、「いじめ対策校内支援委員会」を設置し、組織で対応する。また、事案によっては外部専門機関等の協力を得る。
- ⑥ いじめは、学校、家庭、地域社会等全ての関係者が一体となって取り組むべき問題であるため、学校からの情報発信や啓発活動を積極的に行い、家庭との連携を図りながら、事前事後の指導にあたる。

2 いじめ撲滅に向けた目標

- 全職員が一体となり、児童がお互いに尊重し合い、相手を思いやることができる学校づくりに 努める。
- 生命の大切さや人権問題、友情・人間関係についての指導を充実させ、「いじめは許されない 行為である」ことを十分に感得させる。
- 児童が充実した学校生活を送るために、教職員が普段から研修を積極的に行い教職員としての資質向上に努める。

3 いじめ未然防止に向けた取り組み

(1) 校内組織体制

① いじめ対策校内支援委員会

(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年主任、担任

※事案に応じて特別支援教育担当者、保健主事、スクールカウンセラー等)

いじめの兆候や疑われる情報の報告を受けた際に、緊急に設置し、情報を整理・共有し、今後 の指導方針を決定する。

② ケース会議(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年主任、担任)
※事案に応じて特別支援教育担当者、保健主事、スクールカウンセラー等)

不登校・問題行動等・配慮を要する児童への対応等について、指導に苦慮する事例や停滞している事案について適宜実施し、今後の指導方針を決定する。

③ 生徒指導部会(校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援コーディネーター、 各学年の生徒指導担当)

毎月1回実施し、生活アンケートの分析結果の報告や、配慮を要する児童について、情報交換 や対応を協議し、共通理解を図る。

③ 職員終会(全職員)

週1回実施し、生徒指導に関する情報を全教職員で共有する。

④ 生徒指導に関する校内研修(全職員)

配慮を要する児童や保健関係で個別対応を要する児童等の共通理解を図る研修,特別支援教育やカウンセリングに関する研修、人権に関する研修等を計画的に実施する。

⑤ オンライン相談室(校長、教頭、教務、生徒指導主事、各担任) 口頭で言えないような悩みを相談できるように、オンライン相談室を設置する。相談できる 時間は平日の8:00~14:00。

(2) 安心できる学級づくり

- ① 規範意識の向上
 - ・「ストップいじめ!なかよし集会」を生活委員会が中心に企画運営して実施し、児童同士が互いを認め合い、思いやる意識を高める。
 - 朝の挨拶運動を、全校児童で分担し計画的に実施する。

- ② 道徳教育・人権教育の充実
 - ・各学年において、道徳的価値や生命尊重の精神に迫る手立てを十分に図り、心を育む授業を 実践する。
- ③ しずかちゃん清掃の推進
 - ・身の回りの環境を整え、落ち着いた心で活動できるような清掃活動を推進する。
- ④ 帰りの会の活用
 - ・帰りの会の中で一日を振り返り、他者の行いや気配りへの称賛等を行う活動を行う。
- ⑤ 自尊感情の育成
 - ・特別支援学級での異学年齢集団の交流活動を実施し、関わり合いから自己有用感を高める。
- ⑥ コミュニケーション活動の実践
 - ・他者との考え方の違いについて気づかせるための議論や、ソーシャルスキルトレーニング、構成的グループエンカウンター等の体験的活動によるコミュニケーション活動を積極的に取り入れる。

4 いじめ早期発見・早期解消に向けての取り組み

(1) いじめの早期発見に向けて

- ① 「いじめはどこの学校でも、どの児童にも起こりうる。」という認識のもと、教職員が児童の 観察を行い、些細な変化に気づけるように努める。
- ② 児童の変化に気づいた際には、速やかに教職員間で報告・相談し合い、観察体制を強化し、情報を収集する。
- ③ いじめの兆候が見られた場合は、管理職に報告し、いじめ対策校内支援委員会を設置して組織的に対応する。
- ④ 学校生活アンケートを定期的に実施し、いじめ・不登校問題等の早期発見、早期指導に努める。必要に応じて、随時児童との教育相談を実施し、解決に苦慮する場合は、教職員間で情報を共有し、組織で対応する。

(2) いじめの早期解決に向けて

- ① いじめが発生した場合、速やかにいじめ対策校内支援委員会を設置し、早期解決へ向けて指導方針を決定し、教職員で適切に分担をして事情を聞き取り、状況の把握に努める。
- ② 被害、加害児童の保護者には速やかに状況を連絡し、指導方針を伝える。
- ③ 被害児童の身の安全や心のケアを優先しながら、加害児童に対して指導する。
- ④ 事案に応じて、各関係機関の協力を得ながら解決にあたる。
- ⑤ 被害者の状況に応じて養護教諭やスクールカウンセラーと連携し、心身のケアを図る。

(3) 保護者に対して

- ① いじめ事案が発生した場合は、家庭との連携を密にし、状況や指導の経過、今後の指導について保護者に丁寧に説明する。
- ② いじめ防止の基本方針や近年のいじめ問題の傾向など、学校だよりやホームページ等で情報を発信し、家庭の周知と理解を仰ぐ。
 - *1 茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター 県南地区:県南教育事務所内(土浦市真鍋5-17-26) 電話029-823-6770
 - *2 教育センターきぼうの広場

牛久市猪子779

電話029-874-6075

*3 土浦児童相談所

 土浦市下高津3-14-5
 電話029-821-4595

5 地域、関係機関との連携

いじめ事案が発生した場合、速やかにいじめ対策校内支援委員会を設置し、迅速な対応を図る。学 校だけでは解決が困難と判断される場合は、教育委員会や児童相談所、警察などの関係機関との連携 を図りながら、相談や助言指導を受けて解決へ向けて取り組む。

① 教育委員会との連携

いじめ事案は速やかに報告し、状況と指導方針を伝えると共に助言指導を受ける。解決が困難 な事案については、必要に応じて教育委員会の指導のもと、警察や福祉関係機関等と対策を協議 する。

② 警察、その他関係機関等との連携

定期的に開催されている学校警察連絡協議会を活用し、協力体制を構築する。事案に応じて早 期に警察に相談し、連携して対応する。いじめの背景に、保護者の養育や教育力不足等の家庭の 要因が考えられる場合には、市役所福祉課、民生委員等の協力を得る。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った 児童への指導・その保護者への助言を継続的に行う。

(1) 発見から対応の展開

1 情報の把握

- 言動の目撃
- ・気になる言葉の発見
- ・児童、保護者からの訴え
- ・児童からの情報
- ・保健室、教育相談員、教職員からの情報提供
- 職員会議での情報交換
- アンケートからの情報

2 いじめ対策校内支援委員会

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年職員、担任 (特別支援教育コーディネーター、保健主事、スクールカウンセラー)

3 指導方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
- (2) 対応方針
 - ・緊急度、危険度(「自傷行為」「暴行」等)の確認
- (3) 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取方法と支援・指導担当

・保護者への対応・関係機関への対応

4 事実の究明と支援・指導

- ・いじめの状況,原因の聴取
- ・事実に基づく聴取 被害児童,周辺児童,加害児童
- ・複数の教職員で確認しながら時系列で聴取を進める
- 5 被害児童・加害児童・周囲の児童への指導

(1) 被害児童への対応

※心のケアや安心して学校生活ができるようにするために

- 被害児童に寄り添う姿勢で対応する
- 加害児童との今後の関係など、見通しをもたせながら指導する。
- 適宜面談を行い、不安の解消に努める。
- 自己有用感・肯定感を回復するために友人との関係づくりや活躍の場や機会など の支援を行う。

(2) 加害児童への指導・対応

※被害児童が恐れている場合も想定して

- いじめを行った背景・原因を理解しつつ、行為に対しては毅然と指導する。
- どうするべきであったか、これからどうするのかを自省させる。
- 被害者の心情に気づかせ、加害である自覚をもたせる。
- 面談などを通して教師との交流を強化し、成長を確認する。

(3) 周辺児童、傍観児童への指導・対応

- いじめは、学級や学年全体の問題として捉え、学校や教職員が一丸となって取り 組む姿勢を示す。
- いじめの事実を知らせることは、辛い立場である人を救うことであり、人権と生命を守る尊い行為であることを確認する。
- 傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者が周辺児童や傍観児童に対してどのように感じていたか、これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめ発生の誘引となった行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けて話合いを深める。

(2) 保護者との連携

- ① いじめ被害者の保護者との連携
 - ・いじめが発覚し、状況を把握した際に、速やかに事実を伝える。
 - ・児童に寄り添い支援していくことを伝え、対応の方針を示す。
 - ・対応経過を適時伝えるとともに、児童の様子などについて情報を共有する。
- ② いじめ加害者の保護者との連携

- ・被害児童の聞き取りを行った後、家庭連絡をしていじめの事実を伝える。
- ・指導の経過や被害児童の様子等を伝える。
- ・指導後の観察を強化し、改善意欲と成長の様子を伝える。

(3) 関係機関との連携

- ① 警察への通報など関係機関との連携
 - ・警察が介入する事案の場合は、教育委員会と連携して対応する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの取り組み

(1) 未然防止のために

インターネットの特性によるリスクを十分に理解した上で、トラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルについての啓発活動に努める。

① ソーシャルメディアについての利便性と危険性についての理解を深める。

〈 子どもたちに理解させるポイント 〉

- * 発信した情報は、急速に拡散する。
- * 匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
- * 違法情報や有害情報が含まれている。
- * 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、犯罪や自殺に繋がる可能性がある。
- * 一度流出した情報は、容易に回収・削除できない。
- * 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、犯罪行為である。
- * チェーンメールは架空のものであり、転送することでトラブルになることがある。

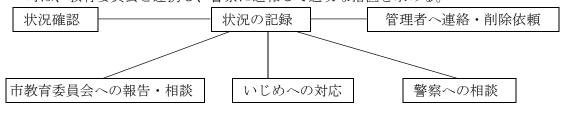
② 家庭での協力・連携に努める。

〈 保護者会等で伝えたいこと 〉

- * 子どもたちのパソコンやスマートホン携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングはもとより、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行う。
- * インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という意識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するというスマートホン特有のトラブルについての認識を持つ。
- * 「ネット上のいじめ」は、子どもたちに深刻な影響を及ぼすことを認識する。 〈早期発見の観点から〉
- * メールを見たときの表情など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化 に気づいた時は、躊躇なく問いかけること。

(2) 発見から対応の展開

ネット上に本校及び本校児童に係る不適切な書き込み等(名誉棄損・プライバシー侵害・誹謗中傷等)を発見した場合は直ちに削除を求める。児童の生命・財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、教育委員会と連携し、警察に通報して適切な措置を求める。



8 重大事態への対処

- (1) いじめによる重大事態についての基準
 - ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると 認めるとき
 - ③ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(いじめ防止対策推進法 第28条より)

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 → 担任・学年主任 → 生徒指導主事・校長・教頭・教務主任
- ② 校長 → 教育委員会
- * 緊急時には、臨機応変に対応する。
- * 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
- * 必要に応じて警察等関係機関に通報する。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ対策校内支援委員会
- ② 教育委員会への報告と連携
- ③ 調査 〈事実の究明〉
 - ・いじめの状況、きっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取 被害児童 → 周辺児童 → 加害児童
- ④ 警察への通報など関係機関との連携

9 いじめ解消の定義

いじめが解消している状態は、少なくとも以下の2つの要件が満たされている場合とする。ただし、この要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること 被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われる ものを含む) が止んでいる状態が相当の期間 (少なくとも3か月を目安) 継続していること。
- (2)被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、 被害児童及び加害児童について、日常的に注意深く観察を続ける。

10 点検・評価

- ① 年度毎にいじめに関しての分析を行い、結果に基づいて対応する。
- ② 年度毎にいじめ問題への取り組みを保護者、児童、教職員で評価する。
- ③ いじめに関する点検・評価に基づき、また、国や県及び市の動向等を勘案して、いじめ

